（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第十一条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「第一種事業所」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が高圧ガス保安法第七十九条の三の規定により当該第一種事業所に係る同条に規定する事務のいずれも処理することとされているものを除く。次項において同じ。）」を加える。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第十二条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第六号イ中「で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの」を削り、「区域を除く」を「ものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る」に改める。

（優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正）

第十三条　優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「が津波避難対策緊急事業計画」を「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）が津波避難対策緊急事業計画」に改め、「（当該市町村が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにし、又は四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農林水産大臣）」を削り、「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を「同法」に改める。

（景観法の一部改正）

第十五条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「都道府県知事は、」を「都道府県知事等（」に改め、「第十五条の二第一項」の下に「に規定する都道府県知事等をいう。）は、同項」を加える。

（地域再生法の一部改正）

第十六条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二に次の一項を加える。

5　認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「係る」とあるのは「係るものであって、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号に」とする。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正）

第十七条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

6　市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第四項の規定の適用については、同項中「農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければ」とする。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正）

第十八条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「の都道府県知事」を削り、「当該都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この項及び第七条第五項において同じ。）に」を「都道府県知事等は」に改める。

第七条第五項中「の都道府県知事」を削り、「当該都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十九条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「農林水産大臣の許可並びに」を削り、同条に次の一項を加える。

5　認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項第一号中「係る」とあるのは「係るものであって、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号及び第六号に」とする。

第四十九条第一項中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同条第四項第四号中「（農林水産大臣の許可を除く。）」を削る。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第二十条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同条第四項第四号中「（農林水産大臣の許可を除く。）」を削る。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第三号中「次項第七号」を「次項第六号」に改め、同条第四項中「、第二号及び第四号から第十号まで」を「及び第三号から第九号まで」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「農地法」の下に「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を加え、「（前号に掲げる行為を除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項中「農林水産大臣又は」及び「又は第二号」を削り、同条第六項中「第四項第八号又は第九号」を「第四項第七号又は第八号」に改め、同条第七項第一号中「第四項第四号」を「第四項第三号」に改め、同項第二号中「第四項第五号」を「第四項第四号」に改め、同項第三号中「第四項第六号」を「第四項第五号」に改め、同項第四号中「第四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条第八項中「第四項第七号」を「第四項第六号」に改め、同条第九項第一号中「第四項第二号」を「第四項第一号」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第二号中「第四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条第十一項第一号中「第四項第二号」を「第四項第一号」に改め、同項第二号中「第四項第四号」を「第四項第三号」に改め、同項第三号中「第四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条に次の二項を加える。

12　計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村（次項及び第二十四条において「指定市町村」という。）である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第二号から第九号まで」と、「第一号及び第三号」とあるのは「第三号」とする。

13　第九項及び第十一項の規定は、指定市町村である計画作成市町村が設備整備計画（第四項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。